

広
報

きたかた

Kitakata Public Relations

5月号
2022
No.197



目次 — contents —

冬眠明けのクマに注意	… ②	拓け喜多方！まなびのトビラ …	⑩
きたかたぐらし移住・定住	… ④	きたかたフォトニュース	… ⑫
健康だより	… ⑧	情報ステーション	… ⑭

冬眠明けの クマに

注意

春はクマが冬眠から目覚めて活動を始める時期です。山に入るときや、山間部において朝晩のうす暗い時間帯での農作業の際は特に注意してください。

クマの被害に遭わないために

- ☑ クマが出没したことがある場所には近づかない
- ☑ クマ鈴、ラジオなどの大きな音が出るものを身につける
- ☑ 天気が悪い日は、クマが活発に活動するので注意する
- ☑ 子グマを見かけたら、静かに立ち去る
- ☑ クマのフンや足跡を見つけたら、引き返す
- ☑ やぶや林など周囲が見渡せない場所には不用意に立ち入らない
- ☑ 生ごみや農作物などの残さは、クマを呼び寄せるので放置しない

鳥獣被害

集落に引き寄せない

クマやイノシシ、サルなどによる農作物被害を防ぐためには、鳥獣のエサとなるもの(例…タケノコ・未収穫果樹・農作物など)の適切な管理が大切です。



を防ぐために

管理し、鳥獣が出没しにくい集落を作っていくましよう。

専門員による対策の支援

市では、鳥獣対策担当として、専門的知識・技術を持った人員を配置しています。



エサとなるものをなくしたり、可能な限り少なくしたりすることができれば、鳥獣が集落に出没する頻度は減少していきます。一人一人が協力して鳥獣のエサとなるものを適切に

「鳥獣専門員」は、被害対策に係る相談会や勉強会の開催、被害対策技術の周知、電気柵を導入する際の効果的な導入方法の助言など、鳥獣が出没しにくい地域を作るための支援を行っています。

クマなど有害鳥獣の目撃や痕跡を見つけた場合は、情報提供をお願いします。



熊出没 注意

問 市民生活課 有害鳥獣対策室
☎(24)5261または各総合支所
住民課

野生動物を呼び寄せる

未利用果樹

近年、人が利用（収穫）しなくなったカキやクリなどの果樹（未利用果樹）が全国的に増加しており、それらを食べるためにクマやサルなどの野生動物が集落内や住宅の庭先まで出没するなど、大きな問題となっています。



柿の実を食べるクマ

写真：きたかた鳥獣対策研究会

野生動物が出没する理由

野生動物が農地や集落に出没する理由は、いくつかありますが、最も大きな理由としては、食べ物を食べるためです。

本来、野生動物は、山の中の木の実や小動物など、自然界の中で動植物を食べて生活しています。人里で栽培されている野菜や果物などの農作物は、自然界の食べ物と比べ栄養価が高く、美味しく、さらに、一度に大量に食べることが出来ます。そのため、農作物の味を覚えてしまった野生動物は、繰り返し人里に出没するようになります。

出没する理由をなくす

近年、電気柵が普及し、野生動物が農作物を食べることができない状況が少しずつ整ってきました。

このことから、過去に多数の被害が発生していた地域も大きく被害が減少するなど対策の効果が表れています。

す。

では、放棄されたカキやクリなどの未利用果樹はどうでしょうか。適切に収穫するか電気柵を設置するなどして食べられないようにできないれば、野生動物が来ることはありません。収穫していないなど、現に活用していない果樹であるなら、伐採を検討するのも一つの方法です。

未利用果樹の伐採を支援

市民の方が市内の未利用果樹の伐採を実施する場合に、下記の通り伐採費用の一部を補助しています。



問 市民生活課 有害鳥獣対策室
申 24) 5261または各総合支所住民課

区分	補助対象者	補助対象樹種	補助対象経費	補助額(限度額)
計画作成地区	市の集落環境診断の実施実績があり、その結果に基づいた被害対策計画を作成している市内の行政区	集落や住宅などの人が活動する場所に存在しているカキ・クリ・クワ・クルミ・その他の果樹であって、次のいずれかに該当するもの ①これまでに鳥獣による被害などが発生した樹木 ②これまでに、鳥獣の目撃、痕跡などが確認された場所の近辺に存在する樹木	伐採に要する経費（業者への委託料） ※自ら伐採する場合は、機械等賃借料、燃料費、伐採した樹木の処分費など	補助対象経費の10分の8以内（上限30万円）
個人	市内に住所を有し、果樹を所有または管理する個人	①これまでに鳥獣による被害などが発生した樹木 ②これまでに、鳥獣の目撃、痕跡などが確認された場所の近辺に存在する樹木	伐採に要する経費（業者への委託料） ※自ら伐採する場合は、伐採に要する経費に関わらず、樹木1本の伐採につき、定額を交付	伐採を委託する場合は補助対象経費の10分の5以内（上限2万円）、自ら伐採する場合は1本につき、1,500円（上限9,000円）

きたかたぐらし 住宅取得支援事業のご案内

市民向け！

令和4年度 多世代同居住宅取得支援事業

世代間の支え合いによる子育てや高齢者の見守り環境の充実などを図り、持続性の高い地域コミュニティを構築するため、市内で住宅を取得し多世代で同居する方に、その取得費用の一部を補助します。
必ず事前に相談してください。



対象となる方	対象となる住宅
① 市内で住宅を取得し現に親と多世代同居※1している方 ② 同一世帯に義務教育終了前の子供がいる方または40歳未満の方 ③ 市税などの滞納がなく暴力団員などでない方 ④ 居住地域の自治会(行政区)に加入し地域活動に協力できる方 ⑤ 移住者住宅取得支援事業補助金、福島県多世代同居・近居推進事業補助金と併用していない方	① 市内に所在していること ② 新たに住宅の新築、または売買に係る契約を締結し取得した住宅であること ③ 補助対象者およびその配偶者の所有権持分の合計が1/2以上であること ④ 補助対象者、またはその配偶者の3親等以内の親族から取得したものではないこと(中古のみ) ⑤ 別荘など一時的な利用に供するものではないこと

※1 多世代同居とは、子が住宅を取得し親と同一の住宅に居住すること。ただし、子と親が100m以内に近居する場合も同居とみなします。(親が賃貸住宅に居住している場合は対象外)

補助対象経費 住宅の取得経費 **補助率** 新築…1/5以内、中古…1/2以内
基準日 所有権保存登記日または所有権移転登記日
申請期限 新築…基準日から6カ月以内、中古…基準日から1年以内
補助条件 基準日以後10年以上、対象の住宅に対象の方が居住すること



	補助基本額	配偶者加算額	子育て加算額※2 (最大4人まで)	市内建築事業者加算額	補助上限額
新築	20万円	20万円	20万円	30万円	150万円
中古	10万円	10万円	10万円		60万円

※2 義務教育終了前の子ども1人につき加算します。

移住者向け！

令和4年度 移住者住宅取得支援事業

県外・会津13市町村外から本市への移住を支援するため、移住者の住宅取得に要する費用の一部を補助します。

必ず事前に相談してください。

対象となる方	対象となる住宅
① 市内に住宅を取得し移住※ ¹ した方	① 市内に所在していること
② 取得した住宅に転入し定住する方	② 新たに住宅の新築、または売買に係る契約を締結し取得した住宅であること
③ 市税などの滞納がなく暴力団員などでない方	③ 補助対象者およびその配偶者の所有権持分の合計が1/2以上であること
④ 居住地域の自治会(行政区)に加入し地域活動に協力できる方	④ 補助対象者、またはその配偶者の3親等以内の親族から取得したものではないこと(中古のみ)
⑤ 多世代同居住宅取得支援事業補助金、福島県多世代同居・近居推進事業補助金と併用していない方	⑤ 別荘など一時的な利用に供するものではないこと

※1次の全てを世帯員全員が満たしていることが移住の対象となります。

- I 基準日の10年前から本市を含む会津13市町村への転入日までの間、会津13市町村に住民登録がないこと。
(会津13市町村とは、会津若松市、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町および本市のこと。)
- II 上記における会津13市町村への転入日が、基準日の前2年以内または基準日以降であること。

補助対象経費 住宅の取得経費 **補助率** 新築…1/5以内、中古…1/2以内

基準日 所有権保存登記日または所有権移転登記日

申請期限 新築…基準日から6カ月以内、中古…基準日から1年以内

補助条件 基準日以後10年以上、対象の住宅に対象の方が居住すること



	補助基本額	配偶者加算額	子育て加算額※ ² (最大4人まで)	市内建築事業者加算額	県外移住者加算額※ ³	補助上限額
新築 (~39歳)	100万円	100万円	20万円	30万円	最大90万円	400万円
新築 (40歳~)	50万円	50万円	10万円		最大80万円	260万円
中古	20万円	20万円	10万円		最大80万円	160万円

※² 義務教育終了前の子ども1人につき加算します。

※³ 県外移住者加算額は、県の予算の範囲内で交付します。また、加算額は申請内容により異なります。

【フラット35】地域連携型

市と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得を支援します。「喜多方市多世代同居住宅取得支援事業」または「喜多方市移住者住宅取得支援事業」を利用して市内に住宅を取得する場合、住宅ローン【フラット35】の借入金利が当初10年間(一部5年間)引き下げられます。

地方公共団体と機構が連携

問 住宅金融支援機構 お客さまコールセンター ☎0120(0860)35

【フラット35】地域連携型

問 申 地域振興課 きたかたぐらし推進室 ☎(24)5306

空き家に関する 支援制度を紹介します



空き家なども含めた家屋は大切な個人資産です。

このため、所有者や管理者が解体撤去も含め適正に管理することが大原則です。適正な管理を怠り、建物の倒壊や物の落下によって近隣の家屋や通行人などに被害を及ぼした場合、その建物の所有者などは損害賠償などの管理責任を問われることになりかねませんので、適正な管理をお願いします。

空き家問題を解決するには…

「良好な維持管理」、「解体」、「活用」の方法があります。

それぞれの方法の支援制度を紹介します。

各支援制度には条件があります。詳しくは問い合わせてください。

問 申 都市整備課 建築景観係
(24) 5267



「良好な維持管理」

支援制度	内 容	備 考
喜多方市シルバー人材センターによる空き家等の管理サポート制度	市内の空き家などについて、現状確認や、除草、庭木の剪定などの管理業務を行います。	喜多方市シルバー人材センター ☎(23) 1313に問い合わせてください。

「解 体」

支援制度	内 容	備 考
老朽危険空き家等解体撤去補助金	現地を確認して、判定Cと判断された空き家の解体撤去費用の一部を補助します。	補助率・金額 補助対象額の1/3で上限50万円
空き家等解体撤去促進補助金	現地を確認して、判定Bと判断された空き家の解体撤去費用の一部を補助します。	補助率・金額 補助対象額の1/10で上限15万円
空き家再生推進事業補助金	行政区や市内で活動する団体が、空き家解体後の跡地を公共的用途で使用する場合に、その解体撤去費用の一部を負担します。	補助率・金額 行政区：補助対象額の9/10で上限150万円 団 体：補助対象額の4/5で上限150万円

「利 活 用」

支援制度	内 容	備 考
空き家バンク	市内の空き家の情報を市ホームページに掲載し、情報提供します。	
空き家改修支援事業補助金	空き家バンク制度を通じて取得した空き家を改修する場合に、その改修費の一部を補助します。	補助率・金額 補助対象額の1/2で 転入者：上限50万円 市 民：上限25万円
空き家等相続登記支援補助金	空き家の相続登記を行う場合に、その費用の一部を補助します。	補助率・金額 補助対象額の1/2で上限5万円
空き家再生推進事業補助金	行政区や市内で活動する団体が、空き家を公共的用途で使用する場合に、その改修費の一部を負担します。	補助率・金額 行政区：補助対象額の9/10で上限150万円 団 体：補助対象額の2/3で上限150万円

空き家相談会を開催します

「自分がかつて住んでいた建物を今後どうしたらいいのか」、「近所の空き家のことで悩んでいる」など、空き家のことでお困りのことはありませんか？

平日に相談ができない方は、ぜひお越しください。

日 時	地区	会 場
6月5日(日) 午前9時～正午	高郷	高郷総合支所 2階 会議室C
7月3日(日) 午前9時～正午	山都	山都総合支所 コミュニティホール
8月7日(日) 午前9時～正午	塩川	塩川総合支所 小会議室
9月4日(日) 午前9時～正午	熱塩加納	熱塩加納総合支所 2階 大会議室
10月2日(日) 午前9時～正午	喜多方	本庁舎ホール棟 1階 市民ロビー

※事前予約は不要ですので、都合の良い日時に直接会場へお越しください。

問 都市整備課 建築景観係 ☎(24)5267



売却・賃貸可能な空き家の情報をお寄せください

市内の売却・賃貸可能な空き家の情報を提供しています。

空き家物件の所有者などからの情報提供をもとに、「空き家バンク」に登録し、市ホームページなどで紹介しています。

空き家を譲りたい方、空き家と一緒に農地も譲りたいという方からの多くの情報提供をお待ちしています。



小面積の農地付き空き家も扱えるようになりました



遊休農地の発生防止などを図るため、空き家バンクに登録された空き家に付随した農地を取得する場合に限り、売買下限面積を0.1アールに引き下げるようになりました。ただし、農業委員会が許可したものに限りです。

市ホームページ「空き家バンク」の情報の中で、該当する物件には、「※売却できる農地あります。」と記載しています。

問 都市整備課 建築景観係 ☎(24)5267



なくそう 受動喫煙

～5月31日は世界禁煙デー・世界禁煙デーから6月6日まで禁煙週間～

受動喫煙とは？

たばこを吸わない人が知らないうちに、たばこの煙を吸っていることを【受動喫煙】といいます。

・なぜ煙が身体に悪いの？

喫煙者が吸う煙を「主流煙」といいます。たばこを吸うことで燃焼温度は900度にも達するため、有害物質が分解された状態になります。さらに、フィルターを通して吸い込むことで有害物質は減少します。

たばこの先から立ち上がる煙を「副流煙」といいます。フィルターを通さず、先端の温度は500度と低いため、有害物質が分解されず煙の中に残ったままになり、身体に悪影響の物質（一酸化炭素・ニコチンなど）は、主流煙よりも副流煙に多く認められます。



主流煙

喫煙者が吸い込む煙

副流煙

たばこの先から出る煙

副流煙は、主流煙よりも

酸素不足をひきおこす	一酸化炭素	4.7倍
発がん物質を含む	タール	3.4倍
喫煙をやめにくくする	ニコチン	2.8倍

受動喫煙で病気になる リスクが!?

受動喫煙で肺がん、虚血性心疾患、脳卒中などの「病気になるリスク」があることが分かっています。また、新型コロナウイルス感染症も喫煙者が発症した場合、重症化するリスクが高いといわれています。



・加熱式たばこなら大丈夫？

タールの発生を抑えることができず、煙にはニコチンを含む発がん物質が含まれています。販売されている年の年月がそれほど経たないこともあり、現時点では受動喫煙による将来の健康影響の予測は困難です。



公共施設などにおける 受動喫煙防止対策に関する ガイドライン

施設利用者及び職員の健康被害を防止し、健康増進を図ることを目的にガイドラインを作成しました。詳しくは市のホームページを参照してください。

喫煙は、本人だけでなく、周囲の人にまで悪影響を及ぼします。自分と大切な人の命と健康を守るため、受動喫煙について考えてみませんか？

禁煙にチャレンジしてみましょう!!

禁煙を始めるのに遅いということはなく、得られるメリットはたくさんあります！

タバコ代がかからなくなる！
食べ物がおいしく感じる！
がんによる死亡リスクが低下する！ etc.



まずは、3日間の禁煙からスタートすることもお勧めです。

禁煙開始後2～3日をピークに禁断症状が現れます。その後、症状は緩やかに10～14日ごろまで続きます。この禁断症状の対応例を紹介します。



★口寂しいとき
冷たい水や熱いお茶を飲む、ミント味のタブレットをかむ、氷を食べる、歯磨き、うがいをする



★イライラするとき
ストレッチで身体を動かす、散歩する、深呼吸する、好きな音楽を聴く

皆さんこんにちは、今回は便潜血の話です。市の大腸がん検診や人間ドックなどでは、便潜血検査を行います。便潜血検査は2日分の便を検査して、1回でも陽性なら大腸カメラで精密するのが原則です。しかし外来で相談すると「2回のうち1回だけ陽性だから大丈夫だ」と思っていた「痔があるから、そのせいだ」と思っていたなどの理由で、便潜血陽性でも大腸カメラを受けない人が少なくないようです。

便潜血検査で陽性になるのは、便に混じった血液です。通常、痔の出血は便に混じらず便塊の表面に付くので、便潜血検査では陽性になりません。また、検査を2回行うのは、便に混じった血液をわずかでも見逃さないためです。便潜血が1回でも陽性なら大腸から出血している可能性が高く、大腸カメラ検査を受けた方がいいのです。

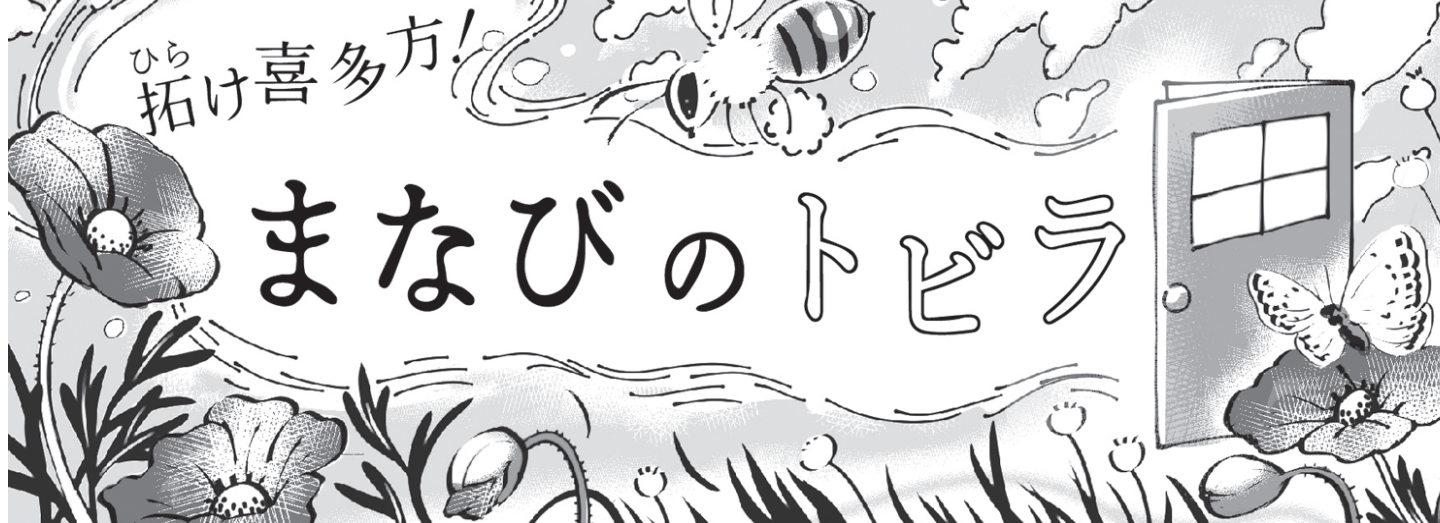
便潜血検査、
陽性が出たら大腸カメラ

ほっときらり通信



喜多方市 地域・家庭医療センター
「ほっと☆きらり」
医師 武田 仁

便潜血陽性で、実際に大腸がんが見つかるのは2～3%程度ですが、検査を受けた人の約半分で大腸ポリープが見つかります。大腸ポリープには放置すると大腸がんにつながるものがあり、これを切除することにより大腸がんの確実な予防になります。大腸がんは早期ならほとんど根治可能ですが、いったん進行して他臓器に転移してしまうと、5年生存率は2割程度と、とても予後が悪い病気です。日本の男性の大腸がんの半分は、たばこや飲酒が原因と言われるほど、喫煙者、毎日お酒を飲む人では大腸がんの危険性が高いです。40歳代から大腸がんは増え始めるので、心配な方はぜひ大腸がん検診を受けるようにしてください。



親子ふれあいニュースポーツ教室を開催します！



デイスゲッター9

2月に開催延期となった「親子ふれあいニュースポーツ教室」を改めて開催します。

ニュースポーツは、誰もが、気軽に、仲良く運動ができ、子どもから高齢者まで幅広い皆さんが楽しむことができます。

講師は市のスポーツ推進委員の皆さんが担当し、競技方法やルールなどをわかりやすく説明します。

コロナ禍による運動不足の解消や、子どもとのふれあいを深める機会として、ぜひ参加してください。

参加の際は十分な感染対策に協力してください。

日 時 **6月11日(土)**
午前9時30分～11時30分(受け付け開始9時)

場 所 押切川公園体育館サブアリーナ

参 加 費 無料

対 象 小学生以下の親子20組程度
(未就学児も参加できます。)

種 目 ・ラダーゲッター
・デックスティックゲーム
・デイスゲッター9
・クロリティー
・ボッチャ

申込期限 5月31日(火)



ラダーゲッター

問 申 生涯学習課 スポーツ振興室
☎(24)5319 FAX(25)7075

申し込みはこちらから

喜多方市スポーツイベントまるわかりサイト
ZO-SANET
申し込みも！決済も！ぞうさねえ！



▲申し込みページ

5月1日より「喜多方市スポーツイベントまるわかりサイトZO-SANET」を開設しました。このサイトから、PCまたはスマートフォンにより申し込んでください。

小規模特認校 スタート



新たな上三宮小学校

今年度から上三宮小学校は新たに小規模特認校としてスタートしました。

「コミュニケーション力」育成の点から、文部科学省の認定を受け、授業時間を弾力的に活用した教育を推進していきます。また、ICT（情報通信技術）教育などで会津大学との連携も図っていく予定です。

特色ある教育活動

英語教育	外国とのオンライン授業 英語専門の先生による授業
ICT教育	情報活用力の育成 プログラミング的思考力の育成 他校との合同授業・交流 海外の友好都市との交流
個に応じた指導	きめ細やかな指導と支援
その他	豊かな環境を活かした体験活動 地域と連携した活動

小規模特認校制度とは？

「特色ある教育活動」を学びたいという希望がある場合、一定条件のもと、通学区域外から入学・転校を認める制度です。



笑顔で新生活スタート

4月6日、入学式

が行われました。

児童2人が入学し、

希望を胸に新たな学

校生活がスタートしました。

入学した新1年生は佐藤

詩侑さん、長島澄伶さん。2

人とも名前が呼ばれると元

気よく返事をしていました。

在校生を代表して、6年生の

大野朋乃果さんが学校生活

を紹介し、新入生を歓迎しま

した。

全校生徒15名の小規模校ですが、保護者・地域と一体

教科書を手に笑顔の佐藤さんと長島さん（左）



となつて児童の教育に取り組んでいきます。
今後、特色ある教育活動について定期的に紹介していきますので、市または上三宮小学校のホームページをご覧ください。

